

皆さまからのご意見を募集します

パブリックコメントの実施



第6次吉岡町総合計画 前期基本計画素案

町では、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする「第6次吉岡町総合計画前期基本計画」の策定を進めています。この前期基本計画素案へのご意見を募集します。

吉岡町都市計画道路 見直し（見直し案）

少子高齢化など社会情勢の変化に対応し、持続可能な町づくりを進めるため、都市計画道路の見直しを進めています。この見直し案へのご意見を募集します。

共通事項

▼応募方法

町ホームページに掲載の用紙または任意の用紙に住所、氏名、ご意見を記載し、提出してください。

▼提出方法

郵送（締切日消印有効）、FAX、電子メールまたは担当窓口へ直接持参

▼閲覧場所

担当窓口または町ホームページ
※提出と窓口閲覧は、役場開庁時間にお越しください。

▼公募結果

意見募集結果の公表の際は、個人情報公表はしません。また、個別の回答は行いませんのでご了承ください。

前期基本計画は、「第6次吉岡町総合計画基本構想（計画期間：令和4年度～13年度）」に基づき、主要施策を体系的に示すものです。

▼募集期間

令和4年1月4日（土）～27日（金）予定

※策定の進捗状況により、募集期間を変更する場合は、町ホームページでお知らせします。

▼その他

令和3年10月実施の総合計画基本構想素案に係るパブリックコメント結果については、町ホームページをご覧ください。

▼提出・問い合わせ先

企画財政課 企画室

☎26・2241（直通）

✉ kikaku@town.yoshioka.gunma.jp

gunma.jp

前期基本計画は、「第6次吉岡町総合計画基本構想（計画期間：令和4年度～13年度）」に基づき、主要施策を体系的に示すものです。

▼募集開始時期

令和4年1月下旬

※募集開始時期は、町ホームページでお知らせします。

▼提出・問い合わせ先

建設課 都市建設室

☎26・2278（直通）

✉ toshiken@town.yoshioka.gunma.jp

gunma.jp



▲町ホームページはこちら



雪の季節です!

情報の入手方法の確認を

問い合わせ先

総務課 安全安心室 ☎26-2243（直通）

よしおかほっとメール

登録すると、スマホやパソコンに防災・防犯情報やくらしの情報などが配信されます。

URL <https://service.sugumail.com/yoshioka/member/>

URLを入力またはQRコードを読み取るか、
✉ t-yoshioka@sg-m.jpへ空メールを送信してください。

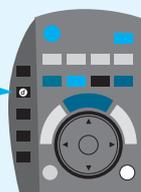
登録はこちら



テレビリモコン「d」ボタン

地上デジタル放送テレビのデータ放送を通じて、気象情報・雨量情報・水位情報のほか、町が発信する避難情報などをいち早く見ることができます。

「d」ボタン



今月の納税

国民健康保険税
介護保険料
後期高齢者医療保険料

…7期

納期限 令和4年1月31日(月)

コンビニエンスストア、スマホ決済アプリでも納付できます。また、便利で確実な口座振替もご利用ください。

- 税務署などでの申告が必要な人**
- ① 令和3年分以外の確定申告
 - ② 山林所得や譲渡所得(土地建物、株式など)のある人
 - ③ 青色申告をする人
 - ④ ふるさと納税をした人
 - ⑤ 住宅借入金等特別控除を受ける人(控除2年目以降の人を含む)
 - ⑥ 東日本大震災により、住宅
- ※住宅ローンなどでマイホームを新築、購入、増改築したときは、一定の要件にあてはまれば、所得税の税額控除を受けることができます。

なお、次のいずれかに該当する人は、町の会場で受け付けができないため、高崎税務署が開設する会場で申告するか、パソコンなどから申告してください。

期間中は、町や高崎税務署が開設する会場でも申告を受け付けていますが、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、パソコンやスマートフォンからの申告にご協力ください。

確定申告はパソコン・スマホから

2月16日(水)～3月15日(火)は確定申告期間です



期間中は、町や高崎税務署が開設する会場でも申告を受け付けていますが、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、パソコンやスマートフォンからの申告にご協力ください。

報2月号に掲載します。
▼問い合わせ先
高崎税務署
027-322-4711
税務会計課 税務室
26-2237(直通)

確定申告はパソコン・スマホからできます

- ①「国税庁ホームページ」へアクセス
・税務署に行く手間がかかりません。
・確定申告期間中は24時間いつでも利用できます。
- ②申告書を作成
・画面の案内に従って金額などを入力するだけです。
- ③e-Taxで送信して提出
・マイナンバーカードを使って送信します。



用意する物

- (1)マイナンバーカード
- (2)ICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマホ
・IDとパスワードで送信
※ID・パスワードの発行は、事前に税務署で本人確認を行った上で行います。税務署に本人確認書類を持参し手続きをしてください。マイナンバーカードやID・パスワードがない人は、印刷して郵便などで税務署へ提出することもできます。

ヘルプデスク

☎0570-01-5901

受付時間9:00～17:00(土・日・祝・年末年始を除く)

※時期により受付時間延長や日曜日の受け付けもあります。詳しくはe-Taxホームページでご確認ください。



小・中学校 児童・生徒人権ポスター展

町内の小・中学生から応募があった「人権ポスター作品」の展示を行います。明治小16点、駒寄小20点、吉岡中148点の応募がありました。

期日 令和4年1月16日(土)～2月13日(土) 時間 9:00～17:00
場所 文化センター

問い合わせ先 教育委員会事務局 生涯学習室 ☎54-1054(直通)



新成人の皆さんへ

20歳になったら国民年金



国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなが支えようという考えで作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満の人は国民年金への加入が義務付けられています。

将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳未満の人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定して、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの**老齢年金**のほか、事故などで障害が残ったときの**障害年金**、加入者により生計を維持されていた遺族(子)のある配偶者(子)が受け取れる**遺族年金**もあります。

入学前に受け取れます

児童・生徒への就学援助制度



経済的な理由のため就学困難と認められる、町立小中学校に通う児童・生徒の保護者(生活保護受給者に準ずる程度)に、学用品費や学校給食費などの一部を年度ごとに援助しています。

※生活保護法に基づく教育扶助の受給者は、別途相談

新入学児童・生徒学用品費の前倒し支給

令和4年度に、小・中学校に入学する児童・生徒がいる保護者に対し、新入学児童・生徒学用品費を入学前の3月に前倒し支給します。

▼申請方法

援助を希望する場合は、入学通知書に同封されている申請書に必要事項の記入・押印の上、提出してください。

▼申し込み締め切り

令和4年1月31日(日)

▼提出先

学校教育室または児童・生徒が在籍する小・中学校

在校児童・生徒の就学援助費の申請

令和4年度の助成を新たに希望する場合や、令和3年度に援助を受けていて、引き続き援助を受ける場合も申請が必要です。

▼申請方法

申請書に必要事項を記入し、必要に応じて押印の上、提出してください。申請書は各校または学校教育室で受け取るか、教育委員会ホームページでダウンロードできます。

※申請書は1枚です。対象となる児童・生徒(小・中学校にまたがる場合でも)全員連名で申請できます。

▼申し込み締め切り

令和4年2月28日(日)

▼提出先

学校教育室または児童・生徒が在籍する小・中学校

▼問い合わせ先

教育委員会事務局 学校教育室

☎26・2286(直通)

明治小学校 ☎54・2105

駒寄小学校 ☎54・2300

吉岡中学校 ☎54・3213